

令和3年度海の京都ガイド育成支援事業について（制度概要）

令和3年4月20日
海の京都DMO

1 趣 旨

海の京都管内における観光地域づくりを推進するため、観光客や地域住民に地域の資源を魅力的に伝えることができ、観光誘客に有効な観光コンテンツとなるプロの観光ガイドの育成及び二次交通のドライバーやアテンダントの観光案内能力向上に資する事業に対し、補助金を交付して支援する。

2 対象団体

- (1) 海の京都管内に団体の所在地を有し、海の京都管内で観光客等に対して有償でガイドを行う又は行おうとするガイド団体
- (2) 管内に営業所を持つ交通事業者

3 対象事業

- (1) 以下のいずれかを目的として、対象団体が主体的に実施する研修又は視察において、外部の講師を招聘する事業。（講師の招聘はオンラインも対象とする。）
 - ア 所属ガイド又は職員のガイド技能の向上
 - イ ガイドとして活躍する新規人材の発掘・育成
 - ウ ガイド活動の有償化
- (2) ガイド団体が実施する事業については、ガイド活動のPR及び有償の商品造成等を図るものであり、総合企画局が認めたものも対象とする。

4 事業期間

令和3年5月6日 ～ 令和4年3月31日
なお、事前相談及び申請は、令和3年9月30日までとする。

5 対象経費

- (1) 専門的知識を有する講師を招聘するために要する謝金、交通費及び宿泊費
- (2) 視察先において専門的知識を有する講師に支払う謝金及び視察に係る交通費
- (3) ガイド活動のPR及び商品造成等をするための経費（ただし、既存の案内マップの増刷等、既存事業の延長線上の取組に対する経費及び販売商品に直接要する経費は対象外とする。）

6 補助額等

1団体あたり、150,000円を補助上限額とする。
ただし、5 対象経費のうち(2)の視察に係る交通費は、補助上限額の2分の1以内とする。
また、他の制度により補助金等が支給される場合は、当該補助金の額を減じた額を補助額とする。

7 予 算

1,200,000円（予算の範囲内において補助する。）

8 補助方法

事業終了後、申請者からの実施結果報告書により確定した補助額を、請求に基づき申請者に対して交付する。

9 申請方法等

- (1) ガイド団体
補助を希望する団体は、事前に所在地の地域本部もしくは総合企画局と調整の上、申請書（様式1）を提出。
事業完了後は、速やかに実施結果報告書（様式3）を総合企画局に提出。
- (2) 交通事業者
補助を希望する事業者は、事前に総合企画局と調整の上、申請書（様式1）を提出。
事業完了後は、速やかに実施結果報告書（様式3）を総合企画局に提出。